**四万十町立北ノ川小学校いじめ防止基本方針（H29．3月改訂）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　四万十町立北ノ川小学校

１　いじめの定義といじめに対する基本認識

　（１）定義

法第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

いじめか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられたとされる児童の立場に立って行われるものである。いじめの起こった場所は，学校の内外を問わない。

この際，いじめには，多様な態様があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。ただし，いじめられた児童の主観を確認する際に，行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。また，いじめの対象となった児童がその行為を知らずにいる場合等（インターネットや落書きによる悪口等），児童本人が心身の苦痛を感じるに至らないケースも考えられるが，そのようなケースについても，加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

　（２）基本認識

　　　①人間として絶対に許されないという認識に立つこと。

　　　②被害児童の立場に立った指導が行われること。

　　　③学校の在り方が問われている問題であること。

　　　④関係者が一体となって取り組むこと。

　　　⑤真に指導されるべきは加害児童のいじめを引き起こす心性であるということ。

２　いじめの未然防止のための取組

1. 学校生活全般において，人権尊重を基盤とする教育活動の実践により，いじめを生じさせない温かい雰囲気の学校，学級作る。（人権教育・特別な教科道徳等と関連させて）

　　　①児童や同僚に笑顔で接すると共に，率先して学校美化や環境整備に取り組む。児童のいかなる訴えにも丁寧に誠実に対応すると共に，会話や声かけ等の触れ合いを大切にして児童の気持ちの理解に努める。また，結論や結果を性急に求めるのではなく，児童の変化や成長を根気強く見守るようにようにする。

　　　　　いじめはどうあっても絶対に許されないという強い認識を持って粘り強く指導にあたる。

②一人ひとりが活躍でき，自己有用感や達成感を味わえる授業作りを目指す。

そのために，以下のことに取り組む。

・明るく，メリハリのある授業で，落ち着いた学習環境を作ると共に，それぞれの意見や考えを尊重する授業作りに努める。

・分かる授業作りを追求し，授業の中でしっかりと基礎基本の力を形成する。また，自ら課題を見つけ解決する学習方法を取り入れる等，学習方法を工夫すると共に，自分の考えをまとめ，論理的に表現する等の言語活動を重視する。

・チャイムで開始，チャイムで終了する時間を大切にした授業を行うと共に，学習規律を徹底する。

③個性を尊重し，温かい人間関係に支えられた学級作りを目指す。また，アンケート調査等を活用して，児童一人ひとりの心の状態の把握に努めると共に，道徳授業や学級活動を通して「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを理解させる。

④いじめの防止・撲滅が児童の主体的取り組みとなるよう四万十町主催の「児童会・生徒会交流大会」に向けた学級活動・児童会活動を進める。

（２）教職員の資質・指導力の向上

　　①教職員のいじめ防止に関する理解を深め、スキルを向上させるため、校内研修に位置付けて取り組んでいく。

②全ての教員が授業を公開すると共に，授業改善を図る。

　　③教職員の不適切な認識や言動，差別的な態度や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

　　④「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。

　　⑤全ての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し，主体的に参加できる活動になっているかどうかを，教職員はチェックするとともに，陰で支える役割に徹する。

（３）家庭への啓発及び地域との連携

①参観日の全体会や保護者面談，学校・学級通信等様々な機会を捉え，学校のいじめについての方針や方策，取組等を丁寧に伝え，理解を得るようにする。

②地域住民とよく情報交換し，地域ぐるみでいじめを防ぐ。また，児童に地域行事等への積極的な参加を促し，人間関係を構築する力を身に付けさせる。地域の人材を活用し，学校との協力関係や児童との関係を広めていくと共に，機会を捉えて，いじめ問題に関する基本認識等を積極的に知らせていく。

３　いじめの早期発見，早期解決のために

　（１）早期発見のために

いじめの発見は，いじめられている本人からの直接的な訴えは少なく，周りの児童も言い出しにくいために，いじめは大変発見しにくいし，発見されにくいものである。ゆえに，すべてのおとなが連携し，児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめの早期発見のために，以下のことに取り組む。

1. 日常の行動や生活の様子のいかなる変化も見逃さないために，普段から少しでも気になることがあれば，児童に積極的にかかわっていく。
2. 「学校生活アンケート（いじめアンケート）を２回以上／年間　実施する。
3. 教職員による日々の児童観察と、SCによる個別面談により、子どもの抱えているしんどさにアンテナを広げる。

④必要に応じて，「学校生活におけるいじめ発見チェックリスト」や「家庭におけるいじめ発見のチェックリスト」を活用する。

⑤児童のささいな変化に気付く力等を高めるため，教職員の資質の向上を図る研修を実施する。

⑥積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や，地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

（２）早期解決のために

いかなる兆候であろうとも、個人で抱え込まぬように教職員間で情報を共有し、さらにチーム学校として聞き取り等調査の上、いじめかどうかを判断する。いじめを認知した場合，迅速かつ誠実に取り組むことが，児童の心の傷を最小限にくいとめ，早期の解決につながる。また，一部の職員に任せるのではなく管理職を中心として学校全体で取り組んでいくことが重要である。状況によっては，外部機関の援助や協力を得るようにする。

　　いじめ対策の基本的ポイント

さ・・・最悪の事態を想定し

し・・・慎重に

す・・・すばやく

せ・・・誠意をもって

そ・・・組織で対応する

４　重大事態への対処

学　校

　　重大事態対応フロー図

重大事態の調査の主体を判断

重大事態発生の報告

学校の設置者

学校が調査主体の場合

１　調査組織の設置

２　調査の実施

３　いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

４　学校の設置者に調査結果を報告

　　※設置者から町長等に報告

５　調査結果を踏まえた適切な措置

**設置者が調査主体の場合**

１　調査組織の設置

２　調査の実施

３　いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

４　町長等に調査結果を報告

５　調査結果を踏まえた適切な措置

　　　〇学校は，重大事態が発生した場合には，町教育委員会に報告し，その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

　　　　　重大事態とは

　　　　　　・児童が自殺を企図した場合

　　　　　　・身体に重大な傷害を負った場合

　　　　　　・金品等に重大な被害を被った場合

　　　　　　・精神性の疾患を発症した場合

　　　　　　・その他

　　　〇児童や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

　　　〇重大事態の係る事実関係の調査を行うに当たっては，いじめがあったかどうかを厳格に判断することに殊更にとらわれるのではなく，学校が調査を通じて把握した事実をしっかり受け止め，当該児童に対する適切な支援につなげていくことが重要である。

　　◇重大事態以外の報告フロー図

事実確認結果の報告

学　校

学校の設置者

国の問題行動調査等で報告

①通報を受けた場合

②児童がいじめを受けていると思われる場合

※事実を確認する

高知県教育委員会

５　いじめ問題に取り組むための組織

いじめの早期発見，早期解決のために次の組織を設置する。

校内組織

①「いじめ相談窓口の設置」（設置場所：保健室，担当：養護教諭）

②生徒指導委員会：１回／週，校内研・職員会の中で，全職員で開く）

③（いじめ対策委員会：いじめの防止といじめが起こった場合の具体的施策や対応を行う。キャップを校長とし，全職員が参加する。（必要に応じて，外部機関からの参加を要請する）

連携する外部組織

四万十町教育委員会，窪川警察署，北ノ川小中学校PTA，大正地区主任児童委員，その他

６　いじめに関する年間指導計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 職員会議，校内研修等 | 未然防止の取組 | 早期発見に向けた取組 | 主な学校行事等 |
| ４ | 基本方針の周知（職員会）いじめ防止等対策委員会学校基本方針説明（PTA総会） | 生徒指導主任によるいじめに関する講話各学級でいじめについて話し合い（担任） | 相談活動 | 入学式始業式 |
| ５ | いじめ防止等の取組について（校内研） |  | 学校生活（いじめ）アンケートSCによる個人面談 | 遠足 |
| ６ | いじめ防止等への協力依頼（開かれた学校作り推進委員会） | いじめアンケート結果報告（学校通信） | QUアンケート |  |
| ７ |  |  | チェックシートの実施集計保護者面談 | 宿泊合宿（５，６年）終業式 |
| ８ | いじめに関する校内研修会 |  |  | 町「児童会・生徒会交流大会」 |
| ９ | 夏休みの情報共有（職員会） | 生徒指導主任によるいじめに関する講話各学級でいじめについて話し合い（担任） | 相談活動強調月間 | 始業式運動会 |
| 10 | いじめ防止等対策委員会 | 児童会生徒会交流大会の報告（班長会） |  | 人権道徳参観日 |
| 11 |  |  | 学校生活（いじめ）アンケート | 北ノ川フェスティバル |
| 12 |  |  | チェックシートの実施集計保護者面談QUアンケート | 学校評価アンケート終業式 |
| １ | いじめ防止等対策委員会 | 各学級でいじめについて話し合い（担任） |  | 始業式学校評価アンケート結果報告自己評価 |
| ２ |  |  |  | 学校関係者評価遠足 |
| ３ | 今年度の検証と次年度の取組の検討 |  | チェックシートの実施集計 | 卒業修了式 |